法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が鹿児島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の鹿児島地方法務局出水出張所

平成二十二年七月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が那覇地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の那覇地方法務局名護支局

平成二十二年七月二十六日

附　則

この告示は、平成二十二年七月九日から施行する。

○農林水産省告示第千三十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年七月八日農林省告示第六百号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十二年八月八日から施行する。

平成二十二年七月九日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年十月七日以前に行われる枠組壁工法構造用製材の格付については、この告示による改正前の枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千三十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年五月二十七日農林水産省告示第七百一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十二年八月八日から施行する。

平成二十二年七月九日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年十月七日以前に行われる枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付については、この告示による改正前の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月八日から施行する。

平成二十二年七月九日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十二年七月九日農林水産省告示第千三十六号）附則の規定に基づき格付を行う場合における枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年六月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第4952号	自己点火灯（電池式）	国際化工株式会社	東京都千代田区九段北1丁目12番4号

○国土交通省告示第七百四十九号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4342号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び吸気併用式以外のもの）	cher　F－1	株式会社和幸	和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦703番地4
第4412号	〃	cher　F－Ⅲ	〃	〃
第4775号	小型船舶用救命浮環	WO－7	〃	〃

○防衛省告示第百三十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又に禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十二年七月九日

防衛大臣　北澤　俊美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十二年七月十六日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 平成二十二年九月一日から同年九月二十五日までの間及び平成二十三年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	すべての漁船の操業の禁止

○防衛省告示第百三十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が平成二十二年七月八日次のとおり決定された。

平成二十二年七月九日

防衛大臣　北澤　俊美